

道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占有の場所に関する技術的細目の取扱い及び電柱による道路の占有の禁止に関する運用指針について

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

(舞台は某地方自治体の道路管理課・・・何やらずーっと悩んでいる様子の神崎係員と見兼ねて声をかけた秋山係長)

秋山係長

神崎さん。何をそんなに悩んでいるのかな。良かったら話聞くけど。

神崎係員

すみません。4月1日付けで国土交通省から無電柱化推進に係る占有関係の通知が発出されたんですけど、内容が難しくて、どう理解すれば良いのか悩んでしまって・・・

秋山係長

無電柱化推進に係る占有関係の通知では、平成27年12月に発出された緊急輸送道路における電柱の新設禁止の通知が思い浮かぶけど、今回はどんな通知なのかな。

神崎係員

2種類あって、1つは道路法施行規則（以下「規則」という。）第4条の4の2の改正に伴う電線の占有の場所に関する技術的細目の取扱いについての通知なんですけど、なぜか改正の趣旨に無電柱化の推進に関する法律（以下「無電柱化法」という。）第12条の事や道路法施行令（以下「令」という。）の事が書かれていて、規則の改正と何の関係があるのか難しくて理解できないんです。

秋山係長

ふーん、どれどれ。（しばらく通知を確認。）そうするとまずは、なぜ無電柱化法第12条の関係で道路占有に係る通知が発出されたのかを確認する必要があるね。無電柱化推進に係る施策についてまとめられたものがあつたはずだけど、わかるかな。

神崎係員

それはさすがにわかります。平成30年4月に策定された無電柱化推進計画ですよ。（しばらく内容

を確認。)あつ、8ページの3.2)に無電柱化法第12条による新設電柱の抑制等についての記載があります。「無電柱化法第12条を的確に運用するため、現場の実態を踏まえて具体的な運用方針を策定する。また、その実効性を占用制度の枠内で担保するための道路法令の改正を検討する。」この記載を受けて今回通知が発出されたんですね。

秋山係長

そうだね。電柱や電線は、道路法（以下「法」という。）第36条の規定による義務占用物件であり、道路管理者は、許可基準に適合するときは、占用許可を与えなければならないよね。これまでは、たとえ無電柱化法第12条を適用できる場合であっても義務占用物件であることから占用許可を与えなければならなかった。その場合でもきちんと無電柱化法第12条を適用できるよう「実効性を占用制度の枠内で担保するための道路法令の改正を検討する。」としたんだね。

神崎係員

なるほど。それじゃあどうして無電柱化法第12条を適用できる場合は、無電柱化が可能になるのでしょうか。具体的にどういったケースを想定しているのでしょうか。

秋山係長

無電柱化法第12条の趣旨については、通知に記載されているんじゃないかな。確認してごらん。

神崎係員

あつ、ありました。「無電柱化法第12条に規定する事業が実施される場合に併せて電線を地中化することにより、掘削工事に要する費用を削減しつつ効率的に無電柱化を実現しようとするところにある。」と記載されています。

秋山係長

そうだね。無電柱化法第12条に規定される事業は、掘削を伴う事業であり、当該事業の実施に併せて電線を地中化する場合、道路管理者等が当該事業の工事の際に掘削や埋め戻しを実施することから、関係事業者が行うのは特殊部・管路敷設や地上機器設置・入線のみとなり、低コストでの整備が可能となり、効率的に無電柱化ができることになるんだよね。あと、ここでポイントなのは、無電柱化法第12条に規定される事業は、道路管理者が行う道路の新設、改築又は修繕に関する事業だけではなく、「都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業」として土地区画整理事業や市街地再開発事業といった道路管理者以外の者が行う事業も規定されていることなんだよね。そのことについては、通知中「2 対象事業」にも記載されているよ。

神崎係員

なるほど。だから無電柱化法第12条では、事業が実施される場合には、電線等を道路上に新たに設置しないようにする等と規定しているんですね。そうだとすると更に疑問が出てきました。係長は先ほど「これまでは、たとえ無電柱化法第12条を適用できる場合であっても義務占用物件であることから占用許可を与えなければならなかった。」と言っていましたが、無電柱化法自体は、約2年前の平成28年12月に公布・施行されてますよね。事業の実施に併せて無電柱化できるということであれば今まで

もそういった場合に道路管理者として電線等の新設を認めないとする取扱いは本当にできなかったのでしょうか。例えば許可基準の解釈とかで。

秋山係長

おっ、いよいよ核心に迫ってきたね。そのことについても通知に記載されているよ。

神崎係員

あっ、本当だ。記載されています。

「令で定める基準のうち電線の占用の場所に関する基準に係る令第11条の2第2項において準用する令第11条第1項第1号においては、「道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること。」と規定されている。無電柱化法の施行以降も、現行の占用許可基準では、どのような場合に電線を地上に設けてはならないのか、必ずしも明確ではなかった。そのため、規則第4条の4の2を改正して電線の占用の場所に関する技術的細目を新設することで、関係事業者が無電柱化法第12条前段に基づき電線を新たに設けないようにすることが適切な場合においては、令第11条第1項第1号の規定中「公益上やむを得ないと認められる場所」には該当しないとの解釈を明確化し、道路法令における無電柱化法第12条前段の実効性を担保することとした。」

でも、何だか文章が長くてわかりづらいですね。

秋山係長

確かにそうだね。それじゃあ1つずつ考えていこうか。さっきも説明したけど、電柱や電線は、法第36条の規定による義務占用物件であり、道路管理者は、許可基準に適合するときは、占用許可を与えなければならないというところまでは良いかな。

神崎係員

はい。わかります。

秋山係長

道路の占用の許可基準については、法第33条第1項に規定があり、政令委任されている。電柱及び電線の占用の場所に関する基準については、令第11条及び第11条の2に規定されているよね。

神崎係員

そうです。

秋山係長

電線の占用の場所に関する基準である令第11条の2第2項には、「前条第1項第1号の規定は、電線について準用する。」と規定されていて、電柱の占用の場所に関する基準について電線についても準用しているよね。

神崎係員

そうです。ちなみに令第11条第1項第1号には、「道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がな

く、公益上やむを得ないと認められる場所であること。」と規定されています。

秋山係長

つまり、公益上やむを得ないと認められない場所である場合は、電線が占用できる場所に当たらず、占用は認められないということになるよね。

神崎係員

そのとおりです。でも、そもそも「公益上やむを得ないと認められる場所」ってどんな場所なんでしょうか。

秋山係長

まさにそこだよ。これまでは、どんな場所が「公益上やむを得ないと認められる場所」に該当するのかが明確ではなかった。そこで今回、規則第4条の4の2を改正して電線の占用の場所に関する技術的細目を新設することで、無電柱化法第12条に基づき電線を新たに設けないようにすることが適切な場所においては、「公益上やむを得ないと認められる場所」には当たらない。つまり、公益上やむを得ないと認められない場所であり、電線の占用は認められないという解釈を明確化したんだよね。

神崎係員

なるほど。よくわかりました。それじゃあ、今後は、無電柱化法第12条に規定する事業が実施される場合は、全て無電柱化できるってことですね。

秋山係長

ちょっと待った。通知をよく確認して。無電柱化法第12条に基づき電線を新たに設けないようにすることが適切ではない場所についても記載されているはずだよ。規則第4条の4の2にもその旨規定されてないかい。

神崎係員

えーっと、あっ、「公益上やむを得ないと認められる場所は、当該事業の実施と併せて当該電線を道路の地下に埋設することが当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所」と規定されています。

秋山係長

そう。つまり、当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所である場合は、今までどおりその他の占用の許可基準を満たせば電線の占用が認められるということなんだよね。

神崎係員

あっ、通知にも「3 地下埋設の困難性への該当性」についての記載があります。ふむふむ、掘削の深さが電線を地下に埋設する場合の深さの基準に照らして十分でない場所や工事の施工区間延長が、各地上機器の供給区間延長と整合しない場所等については、当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所に該当、つまり、公益上やむを得ないと認められる場所に当たることから

電線の占用が認められるってことですね。

秋山係長

そのとおり。これでこの通知については、一通り理解できたんじゃないかな。

神崎係員

よーし、それじゃあ早速事務所等に無電柱化法第 12 条に規定される事業が実施される場合は、今ある電線も含めて占用を認めない旨連絡しますね。

秋山係長

ストップ！通知を最後まで確認して。通知には、既設電線の取扱いについても記載されているよね。

神崎係員

す、すみません。あっ、4 その他(5)に既設電線の取扱いについて記載がありました。既設電線については、経過措置が設けられていて当該電線の更新も含めて規則第 4 条の 4 の 2 第 1 項は適用されないんですね。

秋山係長

そのとおり。これで本当にこの通知については、一通り理解できたんじゃないかな。

神崎係員

はい。ありがとうございます。今回の通知は、占用許可基準についての通知なので、事務所等にもきちんと周知を行い統一的な運用を行ってもらうようお願いしていきたくと思います。

(しばし休憩)

秋山係長

よーし、それじゃあもう 1 つの通知についても何に悩んでいるのか教えてもらえるかな。

神崎係員

はい。もう 1 つの通知は、係長が先ほど言っていた法第 37 条の改正に伴う電柱による占用の禁止の取扱いについてなんですけど、どうして改めて通知が発出されたのかがわからないんですね。

秋山係長

ふーん、どれどれ。(しばらく通知を確認。) 確か平成 30 年法改正により道路管理者が道路の占用の禁止又は制限を行うことができる場合が追加されたはずだけど、その内容が何かわかるかな。

神崎係員

それは、わかります。法第 37 条第 1 項第 2 号に「幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合」が追加されました。これにより、第 1 号

の車両の能率的な運行を図るため、第3号の災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために加えて歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために必要な場合も道路の占用の禁止又は制限を行うことができるようになりました。

秋山係長

そうだね。そこまでわかっているのであれば改めて通知が発出された理由がわかるんじゃないかな。平成27年12月に発出された電柱による占用の禁止の取扱いに係る通知と比較してごらん。

神崎係員

(しばらく通知を比較。)わかりました。今回の通知には、法第37条第1項第1号及び第2号に係る電柱による占用の禁止の取扱いについても記載されているんですね。

秋山係長

そのとおり。平成27年12月に発出された通知には、法第37条第1項第3号に基づく緊急輸送道路における電柱による占用の禁止の取扱いについて記載されているけど、今回の通知には、これまで具体的な運用が示されていなかった、法第37条第1項第1号の規定に基づく車両の能率的な運行を図るための電柱による占用の禁止の取扱い及び平成30年の法改正による法第37条第1項第2号の規定に基づく歩行者の安全かつ円滑な通行を図るための電柱による占用の禁止の取扱いについて記載されているんだね。

神崎係員

なるほど。そうすると1つ疑問なんですけど、なぜ今回の通知は、参考送付ではなく、わざわざ「電柱による道路の占用の禁止に関する運用指針」として通知されたんでしょうか。あえて地方自治体に直接通知する理由があったんでしょうか。

秋山係長

おっ、良い所に気づいたね。繰り返しになるけど、既に法第37条第1項第3号に基づく緊急輸送道路における電柱の占用の禁止の取扱いについては、通知されているよね。それじゃあこの法第37条第1項第1号及び第2号による電柱の占用の禁止措置は、どういった道路を対象とすることを想定しているんだろう。わかるかな。

神崎係員

(しばらく考えた後) あっ、わかりました。都道府県道や市町村道といった道路ですね。

秋山係長

そう。国が管理する国道は、ほぼ全線が緊急輸送道路として指定されていることから既に電柱の占用の禁止措置が行われている。法第37条第1項第1号及び第2号による電柱の占用の禁止措置は、緊急輸送道路に指定されていない都道府県道や市町村道を主な対象とするものなんだよね。だからこそ、地方自治体へ直接「電柱による道路の占用の禁止に関する運用指針」として通知を行っているんだね。

神崎係員

なるほど。法第 37 条第 1 項第 1 号及び第 2 号による電柱の占用の禁止措置については、地方自治体でこそ積極的に運用していく必要があるということですね。早速、電柱が支障となっているような観光地や商店街、通学路等について調査してみたいと思います。

秋山係長

ふう、通知の事を詳しく説明したらお腹が減っちゃったよ。ちょうどお昼にもなったし、近くの商店街にでも昼ご飯を食べに行こうか。

神崎係員

賛成。私もお腹ぺこぺこです。そういえばあそこの商店街にも電柱がありましたよね。早速調べてみようかな。

(昼ご飯に出かけていきました。)

【参考】

○ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）

(道路の占用の許可基準)

第 33 条 道路管理者は、道路の占用が前条第 1 項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第 2 項第 2 号から第 7 号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第 1 項又は第 3 項の許可を与えることができる。

2 略

(水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例)

第 36 条

1 略

2 道路管理者は、前項の計画書に基づく工事（前項ただし書の規定による工事を含む。）のための道路の占用の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る道路の占用が第 33 条第 1 項の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定による許可を与えなければならない。

(道路の占用の禁止又は制限区域等)

第 37 条 道路管理者は、次に掲げる場合においては、第 33 条、第 35 条及び前条第 2 項の規定にかかわらず、区域を指定して道路（第 2 号に掲げる場合にあつては、歩道の部分に限る。）の占用を禁止し、又は制限することができる。

- 一 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合
- 二 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合
- 三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合

2～3 略

○ 無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号）

(電柱又は電線の設置の抑制及び撤去)

第 12 条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法（平成 15 年法律第 20 号）第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる事業（道路の維持に関するものを除く。）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業

その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

○ 道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）

（電柱又は公衆電話所の占用の場所に関する基準）

第 11 条 法第 32 条第 2 項第 3 号に掲げる事項についての電柱又は公衆電話所に関する法第 33 条第 1 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること。
- 二 略

2 略

（電線の占用の場所に関する基準）

第 11 条の 2 法第 32 条第 2 項第 3 号に掲げる事項についての電線に関する法第 33 条第 1 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

1 略

2 第 10 条第 2 号から第 5 号まで及び前条第 1 項第 1 号の規定は、電線について準用する。

○ 道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）

（電線の占用の場所）

第 4 条の 4 の 2 道路の新設、改築又は修繕に関する事業、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施されている区域において電線を地上に設ける場合における令第 11 条の 2 第 2 項において準用する令第 11 条第 1 項第 1 号に規定する公益上やむを得ないと認められる場所は、当該事業の実施と併せて当該電線を道路の地下に埋設することが当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所に限るものとする。

2～4 略

○ 道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて（平成 31 年 4 月 1 日路政課長等通知）

1 改正の概要

(1) 改正の趣旨

無電柱化法第 12 条前段において、道路上の電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。以下同じ。）又は電線（電柱によって支持されるものに限る。以下同じ。）の設置及び管理を行う事業者（以下「関係事業者」という。）は、社会資本整備重点計画法（平成 15 年法律第 20 号）第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる事業（道路の維持に関するものを除く。）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにすることとされている。

この趣旨は、無電柱化法第 12 条に規定する事業が実施される場合に併せて電線を地中化することにより、掘削工事に要する費用を削減しつつ効率的に無電柱化（電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線の道路上における新たな設置を抑制することをいう。）を実現しようとするところにある。

道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 36 条において、道路管理者は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 17 号に規定する電気事業者（同項第 3 号に規定する小売電気事業者を除く。）がその事業の用に供する電線又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する電線について、道路の占用の許可の申請があった場合において、法第 33 条第 1 項の規定に基づく道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。）で定める基準に適合するときは、道路の占用の許可を与えなければならないこととされている。

令で定める基準のうち電線の占用の場所に関する基準に係る令第 11 条の 2 第 2 項において準用する令第 11 条第 1 項第 1 号においては、「道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること。」と規定されている。

無電柱化法の施行以降も、現行の占用許可基準では、どのような場合に電線を地上に設けてはならないのか、

必ずしも明確ではなかった。そのため、規則第4条の4の2を改正して電線の占用の場所に関する技術的細目を新設することで、関係事業者が無電柱化法第12条前段に基づき電線を新たに設けないようにすることが適切な場合においては、令第11条第1項第1号の規定中「公益上やむを得ないと認められる場所」には該当しないとの解釈を明確化し、道路法令における無電柱化法第12条前段の実行性を担保することとした。

(2) 略

2 対象事業

(1) 改正規則第4条の4の2第1項に明記されている事業

改正規則第4条の4の2第1項の「道路の新設、改築又は修繕に関する事業」とは、法第2条第1項に規定する道路の新設、改築及び修繕に関する事業をいう。

また、「都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業」とは、次のアからキまでに掲げる事業をいう。

ア 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業

イ 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）による新住宅市街地開発事業

ウ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和33年法律第98号）による工業団地造成事業又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）による工業団地造成事業

エ 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業

オ 新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）による新都市基盤整備事業

カ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業

キ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）による防災街区整備事業

(2) (1)に類する事業

改正規則第4条の4の2第1項の「その他これらに類する事業」とは、無電柱化法第12条前段の趣旨を踏まえ、次のアからウまでに掲げる事業とする。

ア 公共事業関係費により道路の工事を行う事業（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項に規定する都市再生整備計画に基づく道路の整備に関する事業、住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年4月1日付け国住市第350号）第二の一に規定する住宅市街地総合整備事業における道路の整備に関する事業等）

イ 都市計画法第29条に規定する許可を受けて行う同法第4条第12項に規定する開発行為等により道路を整備する事業

ウ 道路管理者以外の者が法第24条に基づく道路管理者の承認を受けて行う道路に関する工事を伴う事業

3 地下埋設の困難性への該当性

改正規則第4条の4の2第1項の「当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所」は、無電柱化法第12条前段の趣旨が電線地中化に伴う掘削工事に要する費用を削減しつつ効率的に無電柱化を実現することであることを踏まえ、具体的には、次の(1)から(4)までに掲げる場所とする。

(1) 道路を掘削する工事を行う場合であっても、掘削の深さが電線を地下に埋設する場合の深さの基準に照らして十分でない場所

(2) 道路を掘削する工事の施工区間延長が、各地上機器の供給区間延長と整合しない場所

(3) 関係事業者の予算の確保、設計等の準備に要する最低限必要な期間として、道路を掘削する工事着手の2年前までに道路を掘削する工事が実施される旨の通知がなされていない場所

(4) (1)から(3)までに掲げる場所以外で、改正規則第4条の4の2第1項の「当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所」に該当すると認められる場所については、別途通知する。

4 その他

(1)～(4) 略

(5) 既設電線の取扱い

改正規則附則第2項において、「この省令の施行の際現に存する電線（工事中のものを含む。）に係る道路の占用の場所については、この省令による改正後の道路法施行規則第4条の4の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。」とされており、改正規則第4条の4の2第1項は、既設電線（改正規則が施行される平成31年4月1日より前になされた、法第32条第1項若しくは第3項の規定に基づく許可又は法第35条の規定に基づく協議による同意がなされた電線をいう。以下同じ。）については適用されず、既設電線の更新についても適用されるものではないことに留意すること。

○ 電柱による道路の占用の禁止に関する運用指針について（平成 31 年 4 月 1 日路政課長等通知）

1 略

2 電柱による占用を禁止する道路の区域（法第 37 条第 1 項第 1 号関係）

- (1) 法第 37 条第 1 項第 1 号の「交通が著しくふくそうする道路」とは、自動車、自転車、歩行者等が雑踏して円滑な交通が阻害される道路をいうものとし、具体的には、歩行者が路側帯からはみ出すことなどにより、車両の曲行や速度低下、歩行者と車両の接触のおそれが頻繁に生じている場合等が考えられる。「交通が著しくふくそうする道路」への該当を判断するに当たっては、交通状況を映像や計測により客観的に確認できるよう調査することが望ましい。
- (2) 法第 37 条第 1 項第 1 号の「幅員が著しく狭い道路」とは、幅員が狭く車両が安全、円滑に走行できない道路をいうものとし、具体的に、次のアからウまでに掲げる道路が考えられる。
 - ア 4m 未満の幅員の道路であって、道路としては、緊急車両が通行できる幅員が確保されているにもかかわらず、既設電柱又は電柱の新設によって緊急車両が通行できない道路
 - イ 幅員が車両のすれ違いが可能となる 5.5m に満たない道路であって、既設電柱又は電柱の新設によってすれ違い時に車両の待機が頻繁に発生するなど、車両が安全、円滑に走行できない道路
 - ウ 道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 5 条第 4 項並びに第 8 条第 2 項の規定による幅員の基準を満たしていない道路（例えば、一般国道又は都府県道で幅員が 7m 未満のもの、1 日の交通量が 500 台以上の市町村道で幅員が 7m 未満のもの等）であって、車両の曲行や速度低下、歩行者等とのふくそう等が生じている可能性が高い道路
- (3) 法第 37 条第 1 項第 1 号の「車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合」とは、道路の種類、機能、交通状況等を踏まえ、次のアからエまでのいずれかに掲げる道路において、沿道立地状況等により直ちに道路改良を行うことが困難な場合をいうものとする。
 - ア 一般国道、都道府県道、都市計画道路、バス路線等車両の安全、円滑な走行が求められる幹線道路等
 - イ 既設電柱又は電柱の新設によって緊急車両が通行できない道路
 - ウ すれ違い時に車両の待機が頻繁に発生する道路
 - エ 観光地や商店街、通学路等歩行者が多く、ネットワーク上、交通規制による迂回が困難で車両を通さざるを得ないなど、交通の安全を確保する必要がある道路
- (4) (3)ウに掲げる場合について、すれ違い時の車両の待機がどの程度の頻度で生じれば対象と考えるべきか一概に示すことは困難であるが、例えば、朝夕の混雑時等において、既設電柱又は電柱の新設によって実質片側交互通行が生じる道路は対象になるものとする。
- (5) 区域の選定に際しては、幅員等の道路構造や交通量等の交通状況等を適切に把握することが望ましい。その際、全ての道路を網羅的に調査する必要はなく、道路の位置付けや地域の要望等も踏まえ、必要性の認められる道路について調査することで足りるものとする。
- (6) 都市計画道路の決定がなされていても、沿道立地状況等により直ちに道路改良を行うことが困難な場合も少なくないことから、道路改良を行うことが具体的に予定されていない場合は、占用制限区域として指定すべきである。
- (7) 無電柱化に際しては、無電柱化の結果、車両の走行速度が過度に上昇することのないよう、必要に応じ交通静穏化対策（ランプや狭窄等のデバイスの設置等）、防護柵の設置等の交通安全対策についても併せて実施することが望ましい。

3 電柱による占用を禁止する道路の区域（法第 37 条第 1 項第 2 号関係）

- (1) 法第 37 条第 1 項第 2 号の「幅員が著しく狭い歩道」とは、十分な有効幅員が確保されていない歩道をいうものとする。
- (2) (1)の「十分な有効幅員」については、原則として 2m 以上とするが、歩行者の交通量が多い道路については、3.5m とする。

なお、ここでいう「歩行者の交通量が多い道路」について、どの程度の交通量であれば該当すると考えられるか一概に示すことは困難であるが、当該道路の種類、機能、交通状況等を踏まえて適切に判断するものとする。
- (3) 法第 37 条第 1 項第 2 号の「歩行者」には、車椅子やシニアカー、歩行補助車、ベビーカー等を含むものとする。
- (4) 法第 37 条第 1 項第 2 号の「歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合」とは、道路の種類、機能、交通状況等を踏まえ、次のア又はイのいずれかに掲げる歩道において、沿道立地状況等に

より直ちに道路改良を行うことが困難な場合又は電柱が無ければ十分な有効幅員が確保可能な場合をいうものとする。

ア 福祉施設等に通じる経路や通学路、賑わいのある商店街、観光地等の歩道

イ 歩行者の通行量が多く、歩行者の車道へのはみ出しや、すれ違い時に歩行者の待機が頻繁に発生する歩道

- (5) (4)アに掲げる歩道について、福祉施設等に通じる経路は、高齢者、障害者等の利用が多いことから、十分な有効幅員を確保する必要がある。特に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づき指定された「特定道路」や基本構想に位置付けられた「生活関連経路」は、対象になるものとする。また、通学路には、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）に基づき指定された道路や、学校長が指定した道路がある。これらの道路は歩行者の安全かつ円滑な通行を図る必要性が高い道路であり、対象になるものとする。さらに、賑わいのある商店街や観光地等の道路は、歩行者が多いだけでなく、歩行者の滞留が発生しやすいことなどから、その他の道路に比べ広い有効幅員が求められる場合が多いことから、その他の道路に比べ必要性が高く、対象になるものとする。
- (6) (4)イに掲げる歩道について、歩行者の通行量がどの程度であれば多いとみなせるか、車道へのはみ出しやすれ違い時の歩行者の待機がどの程度の頻度で生じれば対象と考えるべきかを一概に示すことは困難であるが、道路の種類、機能、交通状況等を踏まえ適切に判断するものとする。また、歩行者の通行量については、市街地における歩行者平均交通量が概ね100人/12時間であることから、これを上回ることが目安となり得るが、ピーク時の通行量や方向別通行量等についても考慮し、判断するものとする。
- (7) 区域の選定に際しては、幅員等の道路構造や交通量等の交通状況等を適切に把握することが望ましい。その際、全ての道路を網羅的に調査する必要はなく、道路の位置付けや地域の要望等も踏まえ、必要性の認められる道路について調査することで足りるものとする。
- (8) 都市計画道路の決定がなされていても、沿道立地状況等により直ちに道路改良を行うことが困難な場合も少なくないことから、道路改良を行うことが具体的に予定されていない場合は、占用制限区域として指定すべきである。
- (9) 対象道路の無電柱化に際しては、歩道を走行する自転車の走行速度の上昇により歩道上における自転車事故を抑止するため、必要に応じ自転車専用通行帯や矢羽根型路面標示の設置により自転車と歩行者を分離する等の交通安全対策についても併せて実施することが望ましい。
- (10) 道路移動等円滑化基準（平成18年国土交通省令第116号）では、「一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合」においては、「当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5mまで縮小することができる」との経過措置が附則に規定されている。当該経過措置は、沿道に堅固な建築物が並んでいるなどの理由により、規定値（2m）以上の幅員を満たすには、非常に長い期間を必要とする道路について、バリアフリー化が必要でありながら、規定値にとられるあまり、かえってバリアフリー歩行空間としての整備が立ち後れてしまうことが懸念されることから設けられたものである。このため、「幅員が著しく狭い歩道」の判断基準としては、2m（歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5m）を適用するものとする。

なお、経過措置の趣旨を踏まえ、少しでも移動等円滑化を進めることは引き続き重要であることから、経過措置を適切に適用し、バリアフリーネットワークの形成が図られるべきである。

4～11 略

○ 無電柱化推進計画（平成30年4月国土交通大臣決定）

第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

3. 占用制度の的確な運用

2) 無電柱化法第12条による新設電柱の抑制等

国は、道路事業の実施に際し、新設電柱等の設置抑制や、可能な場合には、既設の電柱等の撤去を併せて行うことを規定している無電柱化法第12条を的確に運用するため、現場の実態を踏まえて具体的な運用方針を策定する。また、その実効性を占用制度の枠内で担保するための道路法令の改正を検討する。